

「山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱」の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱 — 略 — (構成員の数) 第3条 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、<u>2、又は3者</u>とする。 — 略 — 附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。 — 略 — 附 則 この要綱の一部改正は、令和7年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。	山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱 — 略 — (構成員の数) 第3条 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、<u>2、3又は4者</u>とする。 — 略 — 附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。 — 略 — 附 則 この要綱の一部改正は、令和7年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱の一部改正は、令和7年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。</u>
別紙1（一般競争入札公告例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 3 入札参加者の資格 （注）入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。） 第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の本店住所が県内にある者1者以上を含む<u>2者又は3者</u>で自主構成する設計共同体（以下「設計共同体」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。	別紙1（一般競争入札公告例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 3 入札参加者の資格 （注）入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。） 第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の本店住所が県内にある者1者以上を含む<u>2、3又は4者</u>で自主構成する設計共同体（以下「設計共同体」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

改 正 前	改 正 後
— 略 — (3) 設計共同体の構成員のうち <u>1 者（又は 2 者（注）構成員の数が 3 者の場合に記載すること。）</u> は、実施要綱第 1 条に規定する地域精通企業とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たしていること。 — 略 — (4) 設計共同体の構成員のうち <u>(3) 以外の構成員</u> は、実施要綱第 1 条に規定する専門領域企業とし、次に掲げる要件を全て満たしていること。 別紙 2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 一般競争入札の標準日数 — 略 —	— 略 — (3) 設計共同体の構成員のうち <u>(4) に示す、実施要綱第 1 条に規定する専門領域企業以外の構成員</u> は、実施要綱第 1 条に規定する地域精通企業とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たしていること。 — 略 — (4) 設計共同体の構成員のうち <u>1 者</u> は、実施要綱第 1 条に規定する専門領域企業とし、次に掲げる要件を全て満たしていること。 別紙 2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 一般競争入札の標準日数 — 略 —